

頁	行	誤	正	対象刷
12	↓12	毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者以外の者は…	毒物又は劇物の製造業や輸入業の登録を受けた者以外の者は…	～3刷
13	↑5	特定毒物の製造，輸入，販売，譲渡，使用などについての規制です．	←削除	1刷
43	↑2	…有する物として、亜塩素酸ナトリウムを選択する問題…	…有する物を選択する問題…	～3刷
57	↓6	…，その書面に印を押してを譲渡人に…	…，その書面に印を押して譲渡人に…	～3刷
64	表 1.10 見出し	劇物たる家庭用品(政令第 39 条の 2, 令別表第 1)	廃棄の方法(政令第 40 条)	～3刷
97	↓3	水素，炭素，窒素， ^{ちつ} 燐， ^{りん} 酸素， ^{いおう} 硫黄，17 族元素…	水素，炭素，窒素， ^{ちつ} 燐， ^{りん} 酸素， ^{いおう} 硫黄， ^{ほう} 硼素， ^{けい} 珪素， ^ひ 砒素，セレン，テルル，17 族元素…	～3刷
120	↑13	$\text{CH}_3\text{COOH} \rightarrow \text{CH}_3\text{COO}^-\text{H}^+$	$\text{CH}_3\text{COOH} \rightarrow \text{CH}_3\text{COO}^- + \text{H}^+$	～3刷
137	↑12	0℃，1 気圧（標準状態：101.3kPa）…	標準状態（温度 0℃，圧力 101.3kPa(1atm)）…	1刷
157	表 3.3	物質名	物質名	1刷
195	表 4.1	ホルムアルデヒド	ホルムアルデヒド	1刷
239～246 索引			別紙参照	1刷

毒物劇物取締法の改正（令和 2 年 4 月 1 日）に伴う修正箇所（1～3刷が対象）

頁	行	現行(誤)	改正(正)
15	↓2	法第 4 条（営業の登録） 毒物又は劇物の製造又は輸入業の登録は、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が、販売業の登録は、店舗ごとにその店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、地域保健法…） 2 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所，輸入業者にあつては営業所ごとに、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て，厚生労働大臣に申請書を出さなければならない。 3 毒物又は劇物の販売業の登録を受けようとする者は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。 4 製造業又は輸入業の登録は、…	法第 4 条（営業の登録） 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録は、製造所、営業所又は店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、…） 2 毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を受けようとする者は、製造業者にあつては製造所，輸入業者にあつては営業所，販売業者にあつては店舗ごとに、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に申請書を出さなければならない。 3 製造業又は輸入業の登録は、…
15	↑12	①…，厚生労働大臣が行い，…	①…，都道府県知事が行い，…
16	↓1	第 5 条（登録の基準） 厚生労働大臣，都道府県知事，保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は，毒物又は劇物の製造業，輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が，厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるときは，登録をしてはならない。	第 5 条（登録の基準） 都道府県知事は，毒物又は劇物の製造業，輸入業又は販売業の登録を受けようとする者の設備が，厚生労働省令で定める基準に適合しないと認めるとき，又はその者が第 19 条第 2 項若しくは第 4 項の規定により登録を取り消され，取消しの日から起算して 2 年を経過していないものであるときは，第 4 条第 1 項の登録をしてはならない。
20	↓9	法第 21 条（登録が失効した場合の措置） …15 日以内に，毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に，毒物又は劇物の販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に，特定毒物研究者にあつては…	法第 21 条（登録が失効した場合の措置） …15 日以内に，毒物劇物営業業者にあつてはその製造所，営業所又は店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が，保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては，市長又は区長）に，特定毒物研究者にあつては…

頁	行	現行(誤)	改正(正)
20	↑ 5	法第 10 条 (届出) 毒物劇物営業者は、左の各号の 1 に該当する場合には、30 日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。	法第 10 条 (届出) 毒物劇物営業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、30 日以内に、製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、その旨を届け出なければならない。
21	↑ 5	製造業または輸入業者は、一定の事項の変更から 30 日以内に製造所または営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣にその旨を届け出なくてははいけません。 販売業者または特定毒物研究者は、…	毒物劇物営業者は、一定の事項の変更から 30 日以内に製造所、営業所または店舗の所在地の都道府県知事にその旨を届け出なくてははいけません。 特定毒物研究者は、…
33	↑ 15	3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30 日以内に、製造業又は輸入業の登録を受けている者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経て厚生労働大臣に、販売業の登録を受けている者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、…	3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、30 日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、…
34	↓ 9	届出先は、製造業者または輸入業者は、その製造所または営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣へ、販売業者は、その店舗の所在地の都道府県知事へとなっています。	届出先は、その製造所、営業所または店舗の所在地の都道府県知事へとなっています。
65	↑ 11	…市長又は区長.) は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行う…	…市長又は区長とし、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地が指定都市の区域にある場合においては指定都市の長とする。第 18 条第 1 項、第 19 条第 4 項及び第 5 項、第 20 条第 2 項並びに第 23 条の 2 において同じ。) は、毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の行う…
71	↑ 9	法第 16 条の 2 (事故の際の措置)	法第 17 条 (事故の際の措置)
74	↑ 3	問④ …劇物取締法第 16 条の 2 の規定に…	問④ …劇物取締法第 17 条の規定に…

(オーム社 200616)